

「(仮称) 岩手久慈風力発電事業環境影響評価準備書」に対する岩手県知事意見

本事業は、東急不動産株式会社が岩手県久慈市並びに九戸郡軽米町及び九戸村の行政界域において、単機出力が最大 4,300 kW の風力発電機を最大 13 基設置するものである。

本事業においては、大気環境、水環境、地質、動物・植物、景観などの環境要素に係る調査、予測及び評価の手法等に課題がみられることから、下記の措置を適切に講ずること。

記

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元住民及び利害関係者へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めるとともに、地域住民の生活環境の保全に十分配慮すること。
- (3) 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、他の事業者と累積的な影響の予測又は評価に必要な情報を可能な限り共有することで、地域全体の環境影響の回避又は低減を図ること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

- ア 工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う騒音の予測において、騒音レベルの増分が大きく、騒音による生活環境への影響が生じるおそれがあることから、影響を十分に低減させるための追加の環境保全措置を講じること。
- イ 風力発電機の騒音による健康影響について十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、住民等に対して騒音による影響や環境保全措置の内容について十分な事前説明を実施すること。

(2) 水環境

ア No.9-1 の沈砂池からの排水が河川へ到達すると予測され、また、降雨強度が大きい場合はNo.9-2 の沈砂池からの排水が河川に到達する可能性があり、浮遊物質量の増加による水環境への影響が懸念される。そのため、河川への濁水の流入を回避又は可能な限り低減するため、風力発電機の配置や沈砂池の規模の再検討を含めた環境保全措置を講じること。

イ 事業実施区域から流れる沢水が周辺住民に利用されていることから、十分な排水対策を講じること。

(3) 地質

地層の一部に粘土化が見られ、土砂災害が発生しやすい場所である可能性があることから、地層の構成物質等について十分に調査を行い、必要に応じて対策を講じること。

(4) 動物・植物

ア 事業実施区域に行動圏がかかる希少猛禽類について、調査日数や観察距離等の違いによる個体確認数への影響が最小限となるよう、行動圏解析の方法を再検討するとともに、その結果を踏まえ、希少猛禽類への影響の予測及び評価を行い、その影響を回避又は低減するための環境保全措置を講じること。なお、これらの検討に当たっては、複数の専門家の意見を聴きながら行うこと。

イ 工事期間中及び風力発電機稼働中の騒音による養鶏への影響について、定量的に把握し、必要な対策を講じること。

ウ ミチノクケマダラカミキリの確認位置と改変区域が重複しており、本事業の実施により生息への影響が懸念されることから、改変区域周辺の食草の状況を調査の上、専門家の意見を聴きながら生息地への影響が極力低減されるよう環境保全措置を検討すること。

エ ヒトツボクロの移植は困難であることから、専門家の意見を聴きながら回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

(5) 景観

ア 平庭高原を主要な眺望点に加え、眺望景観への影響の調査、予測及び評価を行うこと。

イ 本事業と周辺の他事業の風力発電機が同時に見える地点を調査し、景観への累積的影響についてフォトモンタージュにより示すこと。

(6) その他

残土置場について、環境への影響を極力回避又は低減するために、専門家等からの助言を踏まえ、可能な限りその数の削減及び規模の縮小をした上で、配置を確定すること。

また、近年、気候変動の影響による集中豪雨が多発する中で、土砂災害等の発生リスクが高まっていることに鑑み、防災上の観点からも十分な検討を行うこと。

3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。